

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン最終案について

1 ガイドライン最終案について

(1) ガイドライン最終案の構成

別紙1

別紙2

(2) ガイドライン案からの修正点について

I 基本理念と活動指針

2 市の方向性

- ・平日の部活動の地域展開については、国や市の検証を踏まえて実施
(注釈2) 令和8年度以降、実態把握や個別課題の論点整理、実証事業等を実施

II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

2 市の地域クラブ活動に関する認定制度

(3) はまクルの対象者

- ・国の制度に準拠した公的支援における対象人数の下限規定を記載

(4) はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い

- ・「はまクル公認イベント」として後援、ポータルサイトを活用して周知

III はまクルの円滑な推進に当たっての対応

2 はまクル認定クラブの活動指針

(2) 指導者

- ・「はまクル指導者人材バンク」に登録した指導者2名以上が必要
- ・クラブでの指導にあたっては、所定の研修を受講する必要
- ・指導するクラブが決まっていない方や所属クラブ以外にも他クラブでの指導を希望する方のみ、指導者情報を公開し、指導者を希望するクラブが照会できる

(3) 活動内容(競技・種目、休養日、活動時間)

- ・原則は、土日どちらか3時間程度(練習試合等も含む)の活動
※上記を原則としつつも、将来的な平日の部活動の地域展開を見据え、地域での指導体制が充実した休日に活動の中心をシフトする観点から、クラブ員が参加する平日の部活動と休日の認定クラブの活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、(中略)土日2日間連続して活動を行うことなど、柔軟な対応をすることも可とする

2 ガイドライン策定、公表までのスケジュール

- ・3月11日 市民文教委員会へ報告
- ・3月24日 教育委員会にて審議・策定
- ・3月下旬 ガイドライン完成版の公表

浜松市「休日の部活動の地域展開」 に関するガイドライン 最終案

令和8（2026）年3月



浜松市

目 次

はじめに

I 基本理念と活動指針	
1 市の基本理念・全体像	1
2 市の方向性	1
3 はまクルガイドラインの策定・見直しについて	2
II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度	
1 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について	2
2 市の地域クラブ活動に関する認定制度	
(1) はまクル認定クラブの趣旨、認定の効果	3
(2) はまクルの対象者	3
(3) はまクル認定クラブの要件、認定手続等	4
(4) はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い	5
III はまクルの円滑な推進に当たっての対応	
1 推進体制の整備	6
(1) 市における体制整備	6
(2) 学校との連携	6
(3) 関係団体・大学・企業等との連携	6
2 はまクル認定クラブの活動指針	
(1) 運営団体・実施主体	7
(2) 指導者	7
(3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）	8
(4) 活動場所（活動用具）	9
(5) 費用	9
(6) 保険	9
(7) 管理責任	9
(8) 事故の防止やクラブ員の健康管理	10
(9) 活動場所への移動手段	10
(10) 障がいのある生徒の活動機会	10
IV 学校部活動の在り方	11
V 大会・コンクールの在り方	
1 クラブ員の大会等の参加機会の確保	11
2 大会等への参加の引率や運営への従事	12
VI 関連する制度の在り方	
1 教職員のはまクル認定クラブへのかかわり	12
2 高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い	12

別冊資料

- ① はまクル認定クラブの認定制度（はまクル指導者人材バンク登録制度を含む）
- ② はまクル認定クラブ「参加の手引き」
 - ・ はまクルへの参加に向けての流れ
 - ・ はまクル認定クラブの運営をしたい方へ
 - ・ はまクル認定クラブに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ
 - ・ はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ
- ③ はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル
- ④ はまクル認定クラブ申請書式等

はじめに

中学校の運動及び文化部活動（以下「部活動」という。）は、生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多くの教育的意義を有してきました。

しかし、全国的に少子化が進展する中、浜松市も部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導體制を継続することは、今後より困難なものとなります。

そのような中、令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁からガイドラインが示され、部活動を地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動へ移行していくこととされました。さらに、令和5～7年度を改革推進期間と定め、地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進することとしました。そして、令和6年度以降、2つの有識者会議での検討を経て、令和7年12月に、文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が公表されました。この新たな国のガイドラインでは、令和8年度からの改革実行期間の取組方針、地域クラブ活動の在り方や認定制度、地域展開の円滑な推進に当たったの対応等の内容が示されています。

本市においては、令和3年7月に「浜松市地域部活動検討委員会」を設置し、休日の部活動の地域移行について検討を進めてきました。令和5年5月には、「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定しました。この取組方針において、本市では、令和8年9月より、休日の部活動を地域クラブ活動へ随時移行していくことを示しました。

そして、令和5年7月には、有識者や保護者・地域・学校・中学校体育連盟（以下「中体連」という。）・静岡県中学校吹奏楽連盟・スポーツ関係団体・学校教育部・市民部などの代表で構成される「地域クラブ活動協議会」を設置し、本市における「休日の部活動の地域展開に関するガイドライン」（以下「はまクルガイドライン」という。）の策定に向け、個別課題の検討を進めてきました。 ※「はまクル」の定義については、3ページ参照

はまクルガイドラインは、浜松市の地域クラブ活動に携わる保護者、指導者、運営スタッフ、地域の方々にとって、持続可能な運営体制が構築できるようにするための指針であり、何より参加する生徒たちにとって充実した活動が展開されるための、必要な手続きや留意事項等を示したものです。

休日の地域クラブ活動は、これまでの部活動に代わり、社会教育の一環となる新たな活動であるため、参加される皆さんの協力や連携、創意工夫が必要な活動となります。部活動の意義を継承しつつ、生徒を中心とした地域の新たなコミュニティを生むことに発展させるなど、新たな価値を創出する活動が展開されることを期待しています。

I 基本理念と活動指針

1 市の基本理念・全体像

本市の地域クラブ活動は、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」や、「持続可能な活動環境の構築」を目指すことを基本理念としています。

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることが重要です。また、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要があります。

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域展開」イメージ図

平日 ◎平日の学校部活動は継続

学校部活動 その学校の生徒が参加

【位置付け】学校教育の一環

指導者	教員・部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○学校部活動として大会に参加することは可能

【地域クラブ活動の基本理念】 浜松市は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現(持続可能な活動環境の構築)を目指します。

生徒が自由に活動を選択できます

平日

学校部活動 自由な時間

休日

地域クラブ活動 (部活動指導員による学校の活動) 自由な時間

休日 ◎休日は「地域クラブ活動」へ移行
(体制が整わない場合は、「部活動指導員による学校部活動」を経て地域クラブ活動へ移行)

地域クラブ活動 どの学校の生徒でも参加可能

【位置付け】社会教育の一環

運営団体実施主体	中学校地域クラブ(令和8年8月終了)、保護者会、スポーツ協会加盟団体、吹奏楽連盟加盟団体、NPO法人、総合型地域スポーツ・文化クラブ、民間事業者等
指導者	地域住民、指導を希望する教員(営利企業従事者)、運営団体・実施主体が派遣する指導者等
場所	中学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設等
費用	会費、用具代、交通費等
補償	各種保険等

学校部活動 その学校の生徒が参加

指導者	部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○部活動指導員は、単独の指導・引率が可能な市の会計年度任用職員

中学校は、学校運営協議会等で「休日の部活動の地域移行のあり方」について継続的に協議する。

令和6年7月教育委員会指導課発出・一部改訂

2 市の方向性

本市の方向性として、令和8年8月までは、平日・休日ともにこれまで通りの部活動が行われます。令和8年9月以降は、①平日の学校部活動は継続する、②休日は地域クラブ活動へ移行する(地域展開¹⁾)、③地域クラブ活動の体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動(地域連携)を経て地域クラブ活動へ移行することとなります。

よって、原則的には令和8年9月以降、教員が休日の部活動に携わることはありません。ただし、中体連や吹奏楽連盟等が主催する大会に部活動として参加する場合は、教員及び部活動指導員が引率指導できるようにします。また、平日の部活動の地域展開については、国や市の検証も踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に実施していくこととします²⁾。

1) 「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月)において、「(部活動)改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から名称を変更することとする」としています。

2) 平日の部活動の地域展開については、令和8年度以降、実態把握や個別課題の論点整理を進め、実証事業等を実施しながら方向性を検討していきます。

3 はまクルガイドラインの策定・見直しについて

はまクルガイドラインは、地域クラブ活動協議会での協議を経て、令和7年10月にガイドライン（案）として公表しました。その後、市民向け説明会等の周知活動等でいただいた意見や令和7年12月公表の国のガイドラインの内容も踏まえて再検討し、完成版の策定・公表に至りました。

今後、国のガイドライン等の改定内容や地域クラブ活動の運営状況によって、はまクルガイドラインの見直しを、必要に応じて行うこととします。

なお、本ガイドラインで示す本市の休日の部活動の地域展開の事業は、市立中学校の部活動を対象としたものです。国立・県立・私立等の中学校については対象ではありません。

II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

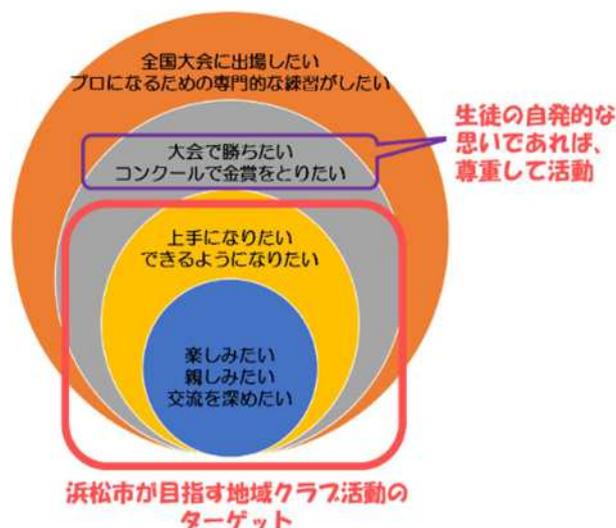
1 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

本市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」³⁾と定義します。はまクルは、前述の基本理念に基づき、右下の図にあるように、生徒が自分でやりたい活動を選択し、「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」といった目的をもつ生徒を対象とした活動を行うことが前提となります。

よって、活動を通して、生徒が自主的・自発的に「大会で勝ちたい」などの思いが生まれれば、その思いを尊重した活動に展開されることは想定できます。しかし、「全国大会に出場させたい」等の指導者の個人的な思いだけで、勝利至上主義的な活動にはならないよう、クラブとしての十分な配慮が必要です。また、大会での勝利を優先するあまり、例えばクラブ員や保護者に過度な負担をかける練習日程や内容、高額な参加費等を徴収しての頻繁な遠征等は、本市の地域クラブ活動の基本理念の視点からも、望ましい活動とは言えません。

また、はまクルの目的を明確化するためにも、民間のスポーツクラブや文化芸術クラブと区別する必要があります。例えば、プロの下部組織であるクラブチームやピアノ教室などは、それぞれが目指す経営理念や方針のもとに練習内容や練習環境、参加費等が設定され、その趣旨に賛同する児童や生徒が参加します。

一方で、はまクルは、国のガイドラインの趣旨からも、営利目的を主とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、これまでの部活動と同様にどの生徒でも参加できる公共的団体としての要素が必要です。



3) 「はまクル」は、「はままつ+地域クラブ（CLUB）」を短縮、融合させた造語であり、これからの新しい取り組みである地域クラブ活動にふさわしい、斬新でイメージしやすい愛称となるように命名されました。

2 市の地域クラブ活動に関する認定制度

(1) はまクル認定クラブの趣旨、認定の効果

国の「認定地域クラブ活動」の方針⁴⁾に基づき、本市では「はまクル」の趣旨に沿って市が定める要件を規約に明記してp. 3申請した団体やクラブを「はまクル認定クラブ」として登録し、各クラブの管理責任のもとに、生徒や保護者が安心して参加できる体制を構築していくこととします。

はまクル認定クラブは、学校の枠にとらわれずにクラブを創設することが可能であり、例えば、近隣の複数校の部活動が母体となったクラブや市内全域から広く参加者を集めるクラブなど、多様な形が想定されます。

「はまクル認定クラブ」として登録されることにより、本市の地域クラブ活動ポータルサイト（以下「はまクルポータルサイト」という）を通じたクラブ員募集等の情報提供が可能になります。また、中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援の対象⁵⁾となります。さらに、指導を希望する教員等の従事や生徒の大会・コンクール等への参加を円滑に行うことができると想定されます。

(2) はまクルの対象者

はまクルは、生徒の自主的・自発的な参加が原則であり、参加を強制されるものではありません。自分の興味や関心に応じてクラブを選択し、参加することができます。はまクル認定クラブの活動と部活動の両方に参加することや、複数のはまクル認定クラブに参加することも可能です⁶⁾。

はまクルについては、従来の部活動に所属している生徒はもとより、部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒等、障がいの有無に関わらず、希望するすべての生徒が参加できます⁷⁾。参加の対象となるのは、浜松市内に在住する中学生（浜松市立中学校に在籍、浜松市外の中学校に通学）、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する中学生が基本となります⁸⁾。

対象者については、はまクル認定クラブが参加者の意欲や技能等を審査して選抜するような方法（セレクション等）は、地域クラブ活動の基本理念に沿わないため、認められません。ただし、活動場所の広さや指導者の配置人数等の安全面、平日の部活動との連携の面などの理由から、「〇〇中学校区の生徒を対象にする」等、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能です。

4) 国のガイドラインにおいて、国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」と定義することとしています。

5) 公的支援については、中学生のクラブ員の在籍及び常時の活動参加が5人未満の場合は、対象外となります。ただし、山間地、漁業集落、へき地で活動を実施する場合等は、個別に考慮し、判断します。

6) 複数のはまクル認定クラブの活動に参加することは可能ですが、大会への参加については、大会主催者が定める規定や各クラブの方針等によって、出場できない場合も想定されます。クラブへの入会前に、各クラブへ確認をしてください。

7) はまクル認定クラブの活動は、中学生が対象の中心となることが基本ですが、小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加も可能です。

8) 浜松市外に在住する生徒の参加も可能ですが、本市がはまクル参加者を対象とした経済的支援等を行う場合は、その適用外となります。また、大会参加についても、主催団体の規定により、参加できない場合が想定されます。

(3) はまクル認定クラブの要件、認定手続等

本市では、次に示す5点をはまクル認定クラブの要件⁹⁾とします。

認定要件の具体的事項、認定手続、認定取消等の詳細については、別冊資料①「はまクル認定クラブの認定制度」を参照してください¹⁰⁾。

なお、本認定制度は、令和8年4月1日から開始します。

【要件1】基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画が定められていること。

【要件2】複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制が活動開始までに整うものであること。

【要件3】コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

◎各クラブは、活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るための方策が定められていること。

【要件4】公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

◎各クラブは、営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制が整っているものであること。

【要件5】活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎各クラブは、クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入すること。

認定を希望する団体は、要件に関わる具体的な規定を団体規約や提出書類等に明記して申請することになります。クラブの認定にあたっては、クラブ側からの申請書類に基づいて認定の可否を審査し、結果をクラブ代表者に通知します。

なお、認定の有効期間は最大3年間とし、更新する場合は所定の申請を行うこととします。申請書類の書式については、別冊資料④を参照してください。

はまクルの認定を受けた後、認定クラブとしての要件を満たしていないことが疑われる場合や、組織的な違法行為等を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき等は、クラブの活動状況を調査・指導したり、クラブの認定を取り消したりします。

9) はまクル認定クラブの要件については、国のガイドラインで示す「認定地域クラブ活動」の要件に基づき、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」（スポーツ庁 令和5年11月30日改定）、「子どもの権利とスポーツの原則」（日本ユニセフ協会 令和元年8月）、「浜松市立中学校部活動運営方針」（浜松市教育委員会 令和7年9月改正）を参考に作成しています。

10) はまクル認定クラブに関わる内容については、「浜松市地域クラブ認定要綱」にて定めます。



国のガイドライン



スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」



ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」

完成次第

浜松市地域クラブ認定要綱

(4) はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い

はまクル認定クラブの活動は、生徒の休日の過ごし方における選択肢の1つであり、認定を受けていない地域クラブ¹¹⁾や既存のスポーツ・文化クラブの活動を阻害するものではありません。

また、本市では、はまクル認定クラブの活動だけでなく、生徒が様々なスポーツ・文化芸術活動の体験機会、活動機会に触れることができるよう、はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、協働センターで開催される文化講座、民間企業等が行う単発のイベント、スポーツ大会等でのボランティア活動などを、「はまクル公認イベント」として後援し、はまクルポータルサイトにて周知できるような環境整備を行います¹²⁾。

11) 国のガイドラインでは、地域クラブ活動は、はまクル認定クラブの活動のように、国が示す要件や手続き等に沿って市区町村が認定する「認定地域クラブ活動」を行っていくことを基本としています。また、認定を受けていない地域クラブ活動についても、生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められるとしています。

12) 「はまクル公認イベント」の申請方法については、今後制度が整い次第、周知していきます。なお、はまクル公認イベントは、はまクルポータルサイトを活用した周知が主目的であり、中学校施設の優先使用等の公的支援の対象とはなりません。

Ⅲ はまクルの円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 市における体制整備

本市では、休日の部活動の地域展開を進めるにあたり、将来的には平日の移行も見据え、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていきます。

令和7年10月には、教育委員会内に専門部署である学校・地域連携課を設置しました。今後、学校とはまクル認定クラブの円滑な連携を進める総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備できるように努めます。

また、令和8年度以降も、休日の地域展開の検証及び平日の地域展開の方向性を検討する協議会等を設置し、市の取組方針やスケジュール等を随時周知していきます。

(2) 学校との連携

はまクル認定クラブと学校は、活動方針や在籍状況、活動の様子、スケジュール等の共通理解を図るとともに、情報共有等を積極的に行い、生徒の望ましい成長を支援します¹³⁾。

特に、学校に設置されている部活動の競技・種目とつながりがあるクラブは、学校との密接な連携が求められます。クラブと部活動が共に参加を認められる大会の場合は、参加の仕方など、適切な時期に該当部活動の顧問等の教員と共通理解を図る機会を設けるように努めます。

また、はまクル認定クラブは、活動中のクラブ員同士のトラブル(いじめ¹⁴⁾も含む)や事故等について、状況によっては保護者等の了承を得つつ、学校に情報提供を行います。

本市では、総括コーディネーター等が各地域の状況を把握したうえで、学校に必要な連携を促すなど、はまクル認定クラブと学校が円滑に連携できるような取組を進めていきます。

(3) 関係団体・大学・企業等との連携

本市では、スポーツ協会や文化振興財団、中体連、吹奏楽連盟等、関係団体との連携や協力体制を構築していきます。

また、指導者研修、指導者や運営スタッフの派遣、活動場所の確保等の観点では、地元大学との積極的な関わりをもち、充実したクラブ活動に展開されるよう、協力を依頼していきます。

さらに、持続可能な活動環境を構築するうえで、民間企業との連携・協働は不可欠であり、はまクル認定クラブへの協力・支援等を希望する民間企業向けに、「企業応援制度(仮称)」を構築し、支援する企業にとってもメリットとなる体制づくりを目指していきます。

13) 令和6年12月に中学校学習指導要領解説(総則編および保健体育編)が改訂され、学校と地域クラブとの連携に関する記載が追加されています。

14) 本市のいじめ対応については、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」(浜松市教育委員会 令和7年4月改定)及び「いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット」(浜松市教育委員会 令和6年9月)を参照してください。



浜松市いじめの防止等のための基本的な方針



いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット

2 はまクル認定クラブの活動指針

(1) 運営団体・実施主体

運営団体・実施主体¹⁵⁾ となりうるのは、中学校地域クラブ¹⁶⁾、保護者会、県及び市スポーツ協会に加盟する各競技団体、合唱や美術等の文化団体、NPO 法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、協働センターで活動する地域団体、民間事業者などです。

また、市民や地域団体、民間事業者等が、新たに団体を創設し、はまクル認定クラブとして活動を開始することもできます。各団体は、持続可能な活動環境構築の視点から、法人格を取得して活動を運営することも考えられます。

本市では、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむために、多様な団体がはまクル認定クラブとして活動を展開できるような体制整備に努めます。

(2) 指導者

指導者は、はまクルの基本理念を理解し、各クラブで確保したスポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、部活動指導の経験者、保護者等が担います。はまクル認定クラブでは、18歳以上（高校生は除く）の成人2名以上の指導者登録が必要です¹⁷⁾。そのうえで、以下のよう
に指導者の登録、研修、指導者人材バンク等の指針を定めます。

- ・ はまクル認定クラブの指導者としての資格は特に求めませんが、全員が本市の設置する指導者人材バンク¹⁸⁾（以下「はまクル指導者人材バンク」という）に登録します。
- ・ 指導を希望する浜松市立学校の教員は、教育委員会の許可を得て従事できます¹⁹⁾。
- ・ クラブでの指導にあたっては、コンプライアンスに関する内容を中心に、所定の研修を受講する必要があります²⁰⁾。
- ・ 所定の研修を受講し、はまクル指導者人材バンクに登録された指導者には、市が指導者登録証を交付します。指導者登録後も、市として救急救命等の実技や対面での研修機会を設け、コンプライアンスや安全管理等における力量向上に努めます。
- ・ はまクル指導者人材バンクに登録した指導者の中で、指導するクラブが決まっていなかったり所属クラブ以外にも他クラブでの指導を希望する方のみ、市が指導者情報を公開し、指導者を希望するクラブが照会し、マッチングができるようにします。
- ・ 県や市で活動する競技団体、文化芸術団体、民間企業等とも連携し、指導者の確保と研修体制の整備に努めます。
- ・ 報酬等については、各クラブで適切な金額を決定します²¹⁾。

15) 「運営団体」は地域クラブを統括する団体、「実施主体」は個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を指します。「〇〇地区バレーボールクラブ」のように、運営団体と実施主体は同一の団体になる場合もあります。

16) 「浜松市立中学校部活動運営方針」による活動日や活動時間の制限を受け、休日に保護者や地域が主体となり、子供がスポーツ・文化活動に自主的に取り組む場を確保する目的として、令和元年度に設立しました。令和8年8月をもって、中学校地域クラブの活動は終了となります。

17) 各クラブの判断及び責任で、保護者やOBの高校生等を指導や運営のスタッフとして配置することは可能です。

18) 本市地域クラブ活動の人材バンク制度については、「はまクル指導者人材バンク設置要綱」にて定めています。

19) 具体的な申請方法等の要項や申請書類については、教職員向け校務支援システムに格納します。

20) 本市の指導者研修については、主に動画コンテンツの視聴等での受講が基本となります。日本スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の有資格者については、研修の一部を免除することも検討しています。

21) 報酬の目安の1つとして、本市の部活動指導員（市会計年度任用職員）は時給1,600円となっています。なお、報酬を得る場合には、源泉徴収や確定申告等の税務処理に留意するようにしてください。

- ・はまクルのすべての活動において、指導者がクラブ員や保護者等に対し、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為を行うことは絶対に許されません²²⁾。
- ・クラブ員が充実した活動をすることができるようにするため、指導者自らが研修の機会を確保し、研鑽を積むことが求められます。

(3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）

本市では、部活動に設置している競技・種目を中心に、これまで部活動に設置していない競技・種目においても、クラブ員の多様なニーズに応じた活動ができるよう、はまクル認定クラブの創設支援等、活動環境の整備に努めます。

はまクル認定クラブの活動については、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、以下のように適切な活動時間や休養日を設定します。

◎原則は、**土日どちらか3時間程度**（練習試合等も含む）の活動とします。

- ・土日以外の祝日における3時間程度の活動は可としますが、連休が続く場合は、連休の半分（例・4連休であれば2日）を目安に休養日にするなど、適切に設定してください。
- ・夏季休業中や年末年始などは、学校の閉庁日に準じて休養日を設定してください。
- ・クラブ員が在籍する中学校の行事や定期テスト、校区の地域行事等に配慮した計画を立ててください。
- ・大会参加においては、大会日程等の理由で終日及び連日の活動となることを認めます。

※上記を原則としつつも、将来的な平日の部活動の地域展開を見据え、地域での指導体制が充実した休日に活動の中心をシフトする観点から、クラブ員が参加する平日の部活動と休日の認定クラブの活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、参加するクラブ員及び保護者の十分な理解のもと、各クラブや地域の実情に応じて、土日2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応をすることも可とします²³⁾。

ただし、これらの対応をとる場合も、指導を希望する教員の指導日及び中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援は、「土日どちらか3時間程度」を基準に進めていくこととします。

令和7年12月に実施した市内全小学校5・6年生、中学校1年生を対象とした調査では、**約65%の児童生徒が「土日どちらか半日の活動が適切」と回答**しています。クラブ員となる生徒の学校での活動、習い事、家庭での過ごし方等も十分考慮し、過度な負担がかからないように配慮してください。

22) 日本版DBSの活用も含めた適切な指導体制の在り方については、市として引き続き検討していきます。

23) 土日の活動における柔軟な対応を認める根拠として、国のガイドラインの別冊資料①p9に、「例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、(中略)平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。」との記載があります。

(4) 活動場所（活動用具）

原則として市立中学校の施設を活動場所とします。休日の昼間は、学校教育活動に支障のない範囲で、はまクル認定クラブが市立中学校の施設を利用する場合の使用料を免除し、利用できるものとします。また、活動用具については、所定の借用願等で申請を行うことで、学校備品を使用できます²⁴⁾。

はまクル認定クラブが市立中学校の施設を使用する場合の予約や調整に関わる業務については、当面の間、当該中学校の教職員等に協力を依頼し、進めていくこととします。

なお、はまクル認定クラブが中学校施設以外の公共のスポーツ・文化施設を使用する場合には、他の一般団体と同様の手続きが必要です。

(5) 費用

はまクル認定クラブの運営は、受益者負担を基本とします。クラブ員や保護者等の理解を得たうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等²⁵⁾を設定します。

本市は、経済的に困窮する家庭に対し、参加費等について適切に支援を行う取組を進めていきます。

(6) 保険

クラブ員や指導者は、自身のけが等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入します。自転車を使用する場合は、自転車保険にも加入します。

また、団体保険や争訟対応に関わる保険の加入については、各クラブ及び参加者の判断とします。

なお、児童生徒がすでに加入している「浜松市学童等災害共済制度」については、クラブ名で団体登録し、補償の適用範囲とすることが可能です。

(7) 管理責任

はまクル認定クラブ団体及び各指導者には、活動時において「事故やけががないように安全に配慮する義務（安全配慮義務）」が生じています。もし活動中に、事故やけが、クラブ員同士のトラブル等が起こった場合は、各クラブの管理責任において適切に対応するとともに、保護者への連絡を確実にを行います。また、必要に応じて学校や警察等の関係機関と連携します。なお、クラブ員や保護者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に則り、適正に行います。

本市では、はまクル認定クラブの創設や運営に関わる相談窓口を設置し、各クラブや参加者及び保護者の相談に対応します。

24) 学校施設の予約・調整、学校備品の借用の申請等の各種手続きについては、別冊資料③を参照してください。

25) 国では、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」にて、地域クラブ活動における費用負担の在り方が検討され、「休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度」を参加費のイメージとして示しています。

また、本市が令和5年9月に実施した「休日の部活動の地域移行に関する実態調査」では、地域クラブ活動における1か月の活動費（参加費等）について、小学生保護者、中学生保護者ともに「2,000円～4,000円程度が妥当」と回答した割合が5割程度となっています。

(8) 事故の防止やクラブ員の健康管理

はまクル認定クラブの活動を安全に行うために、各クラブは、活動中や移動中における各種事故の防止及びクラブ員の健康管理に十分注意して、活動を行う必要があります。

特に熱中症の防止のため、暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合は原則運動を中止してください。また、屋外での活動において、天候の急変や落雷の危険を感知した際には、すぐに活動を中止し、安全な場所に避難するようにしてください。

事故の防止や参加者の健康管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは目を通し、緊急時の対応についての共通理解を図ってください。

「指導者の皆さまへ」



運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のための
ガイドライン（試行版）（スポーツ庁・令和8年1月）

「運営者の皆さまへ」



119救急ガイド
（浜松市消防局）

(9) 活動場所への移動手段

活動場所への移動手段としては、徒歩もしくは保護者の送迎が想定されます。また、各クラブの判断で自転車の使用が認められます。

本市では、山間部など常時の活動場所が遠方にある場合の移動手段の確保について、例えば福祉や医療などの多様な政策分野と連携・協働するなど、持続可能な方策が構築できるように努めます。

(10) 障がいのある生徒の活動機会

はまクル認定クラブは、障がいの有無に関わらず、生徒の希望する活動を主体的に選択できるような環境整備に努めます。また、指導者は指導に当たっての留意点を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開できるように努めます。



障害のある方へのスポーツ指導・関わり方
入門ハンドブック（スポーツ庁）

※はまクル認定クラブを運営したい方、指導者として携わりたい方、参加したい生徒・保護者の参加手順等は、別冊資料②『はまクル認定クラブ「参加の手引き」』を参照してください。

IV 部活動の在り方

本市では、「I 基本理念と活動指針」でも示したように、平日の部活動については、令和8年9月以降も当面の間継続されます。また、休日については、地域クラブ活動の体制が整わない場合、部活動指導員による部活動を経て移行することとしています。

平日の部活動は、週2日を休養日とし、活動時間は準備、片付けの時間を含めて2時間程度としています。

部活動で大会やコンクール等に参加する場合、浜松市中体連が主催する大会及びその大会で入賞することによって参加資格が得られる大会への参加、もしくは各種競技団体等が主催し、最終的に全国規模の大会・コンクール等へつながる場合の参加に限り、週末に2日間連続して活動することを可としています。

その他の詳細については、「浜松市立中学校部活動運営方針」を参照してください。



浜松市立中学校部活動運営方針
(平成30年4月策定/令和7年9月改正)

V 大会・コンクールの在り方

1 クラブ員の大会等の参加機会の確保

はまクル認定クラブが、活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することは可能です。参加にあたっては、クラブ員の主体的な選択により決定されるよう、十分留意します。

大会に参加する場合、クラブとして各競技団体等への登録が求められたり、大会によって参加対象者や指導者の条件が異なったりするため、事前に各種大会の参加規程や要項等を確認し、適切に対応する必要があります。

また、当面の間、平日の部活動は継続するため、中体連夏季大会などの一部大会は、部活動での参加も可能²⁶⁾²⁷⁾としています。はまクル認定クラブか部活動のどちらで大会に参加するかは、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校（部活動）とクラブ側で連携、調整が必要です。

本市では、はまクル認定クラブがこれまで部活動として出場していた大会等に参加できるよう、大会主催者となる関係団体等に対し、参加規程の見直しも含めた環境整備の働きかけに努めます。

26) 平日の練習成果として、学校部活動で大会に参加する場合は、これまで通り部活動顧問が引率・指導をすることとなります。

27) 夏季休業中など、平日に大会が開催される場合、学校の教育活動に支障がない限り、はまクル認定クラブとして参加することができます。

2 大会等への参加の引率や運営への従事

はまクル認定クラブで大会等へ参加する場合は、クラブの指導者や運営スタッフが引率を担うことになります。大会主催者からの依頼があれば、クラブ側も大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に積極的に従事することが求められます。

VI 関連する制度の在り方

1 教職員のはまクル認定クラブへのかかわり

浜松市立小・中・高等学校の教職員が、はまクル認定クラブの活動の指導や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、教育委員会に「営利企業等従事」の申請をする必要があります。

勤務校の部活動を母体とするクラブも含め、どのクラブに携わるかは自分で選択できます。はまクル認定クラブへの従事時間等の規定や具体的な申請方法等については、学校を通じて通知していくこととします。

なお、教職員がはまクル認定クラブの代表者になることはできません。他の指導者と同様に、クラブ側から指導者や運営スタッフとしての依頼（打診）があることが前提となります。

2 高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い

はまクル認定クラブとクラブ員が所属する中学校は、高等学校入学者選抜に関して、必要に応じて情報共有をすることが想定されます。ただし、はまクル認定クラブと高等学校が入学者選抜に関わる内容について、直接やりとりをすることはあってはいけません。



「はまクル」ロゴマーク

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン

令和8(2026)年3月

発行：浜松市

編集：浜松市教育委員会学校・地域連携課

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

TEL:053-457-2405

別冊資料① はまクル認定クラブの認定制度

(はまクル指導者人材バンク登録制度を含む)

別冊資料については、必要に応じて最新の情報に随時更新します。(最終更新日：R8.2.27)

1. 認定要件の具体的事項

〔要件1〕基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画が定められていること。

【要件1に関する具体的事項】

- 各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定します。
 - 活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動(参加する大会等)を示すこととします。
 - クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、「土日どちらか3時間程度」を原則に、適切な活動時間や休養日を設定します。
 - クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画します。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指します。
 - 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守します。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守します。
 - はまクルは、生徒が自主的、自発的に活動を選択できることが大原則です。各クラブは、生徒が多様な活動に参加できる機会を確保し、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。
- ※ 部活動にはない競技・種目やレクリエーション的な活動を実施する団体も、はまクル認定クラブとして活動することができます。

〔要件2〕複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制が活動開始時までには整うものであること。

【要件2に関する具体的事項】

- クラブの活動拠点(主な活動場所)が浜松市内にあることとします。
- 2名以上の指導者を確保し、「はまクル指導者人材バンク」に登録します。指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないようにします。
- その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めます。

- 活動場所については、主に中学校施設を使用します。拠点となる練習会場を軸に、クラブ員の活動場所への移動負担等も考慮し、安定した活動ができるような指導環境を整えます。
- クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動します。

〔要件3〕コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

◎各クラブは、活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るための方策が定められていること。

【要件3に関する具体的事項】

- 各クラブの指導者は、活動開始時までに本市が定める所定の研修を受講することとします。指導者が所定の研修を受講していない場合は、はまクル認定クラブとしての活動を開始することができません。
 - 各クラブの代表者は、指導者や運営スタッフに対し、スポーツ協会や文化振興財団等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めます。
- ※ コンプライアンスに関する研修は、以下の内容が考えられます。
1. 体罰、暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 2. 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 3. SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む）、社会常識について
 4. 不正行為の防止について（ドーピング等）
 5. スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について
 6. その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）
（スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」p.11より）

〔要件4〕公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

◎各クラブは、営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制が整っているものであること。

【要件4に関する具体的事項】

- 会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行います。
- 各クラブは、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記します。
- クラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めます。
- 財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営します。
- 報酬の支払い等の際には、適切な税務処理を行います。

〔要件5〕活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎各クラブは、クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入すること。

【要件5に関する具体的事項】

- 加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定することが必要です。

2 認定手続

○ 申請書類

(必須)・はまクル認定クラブ認定(更新)申請書(第1号様式)

※「はまクル指導者人材バンク」(5ページ参照)に登録した指導者が原則2名以上必要(2名登録できない場合は、1名を「照会中」として申請)

・クラブ員名簿(第2号様式)

※申請時にクラブ員がない場合は、指導者や運営スタッフのみ記載し、活動するクラブ員が確定次第、クラブ員及び指導者の保険加入を証明する書類を添付して後日提出する

・クラブ規約

・クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類

※口座開設は必須とし、個人の私的な口座での管理・運営はしない

(必要に応じて)

・中学校施設使用希望届(第3号様式)

※中学校施設を活動場所としたい場合

・学童災害共済団体登録関係書類(浜松市学童等災害共済条例施行規則第2号様式)

※登録を申し込む場合

○ 申請期間

令和8年度(初年度特別措置)

・第1次申請期間 4月〇日(〇)～5月〇日(〇)

認定通知送付 5月中旬～6月上旬

・第2次申請期間 6月〇日(〇)～6月〇日(〇)

認定通知送付 6月下旬～7月中旬

・第3次申請期間 7月〇日(〇)以降、随時受付

認定通知送付 送付日から2～3週間程度で送付

令和9年度以降は未定

○ 提出方法

浜松市「Graffer スマート申請(電子申請)」にて必要事項を入力、必要書類を添付

※上記の申請方法が難しい場合は、別途事務局へ相談をしてください。

3 認定の有効期間

- 認定期間は最大3年間とし、更新する場合は、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）にクラブ員名簿（第2号様式）を添えて提出することとします。

4 はまクル認定クラブの活動状況の調査・指導

- はまクルの認定を受けた後、はまクル認定クラブとしての要件を満たしていないことが疑われる事由や、虚偽申告などの不適切な問題の発生等、本市が必要と判断した場合は、活動中の調査を行い、改善に向けての指導を行うことがあります。

5 はまクル認定の取消

- はまクル認定クラブの登録後、以下の内容に抵触した場合は、クラブの認定を取り消すこととします。
 - ①クラブの運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の指導に従わないとき
 - ②クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
 - ③はまクル認定クラブ取消願書（第8号様式）の届出があったとき
 - ④その他、クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき
- 認定を取り消す場合は、はまクル認定クラブ取消通知書（第7号様式）を当該クラブ代表者に交付します。

6 はまクルポータルサイトへのクラブ情報の公開

- 市の認定を受けたクラブについては、クラブ情報（クラブ名、競技・種目、主な活動場所、主な活動日時、活動紹介等）をポータルサイト上に公開し、入会や見学などの問い合わせができるようにします。認定を受けたクラブには、ポータルサイトにクラブ情報を掲載するアカウントを付与しますので、必要事項を入力して情報が公開できるようにしてください。（指導者やクラブ員等の個人情報に掲載しません。）

6 はまクル指導者人材バンク登録制度

(1) 趣旨

はまクル認定クラブにおける指導者確保及び研修受講等の一元管理のために、クラブの指導者として申請する者は、すべて本人材バンクへ登録します。

(2) 登録要件

指導者となる者は、以下の要件をすべて満たした方となります。

- ①はまクルの基本理念及びはまクル認定クラブの認定要件に則った指導をすること
- ②満 18 歳以上で、休日の指導が可能であること
- ③暴言、暴力、ハラスメント等の行為を行わないこと及び指導者・運営スタッフ同士の行為も許さないことを誓約すること
- ④以下のいずれにも該当しないこと
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体との関係等を有している者
 - ・過去に暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為を行った者、又は性犯罪歴がある者
- ⑤指導者情報の公開について、異議を申し出ない者
- ⑥上記に掲げるもののほか、指導者として不適切である者

(3) 登録の有効期間

人材バンクの登録の有効期間は最大3年間とし、更新の場合は所定の手続きを行います。

(4) 研修の受講

指導者登録をした指導者は、クラブとしての活動開始までに、コンプライアンス等に関する動画視聴の研修を受講してください。(登録完了時に動画視聴の URL を送付するので、ユーザー登録をして受講します。)

研修未受講の場合は、認定クラブの指導者として、クラブ員への指導をすることはできません。

(5) 指導者情報の公開

はまクル指導者人材バンクへ登録した指導者のうち、クラブ未所属もしくは指導するクラブ以外に他のクラブでの指導を希望する場合は、以下の情報を公開し、指導者を希望するクラブが照会できるようにします。

- ①競技・種目
- ②指導可能エリア
- ③性別
- ④年代
- ⑤競技指導年数
- ⑥競技経験年数
- ⑦指導者資格等
- ⑧活動可能日・時間
- ⑨希望報酬額

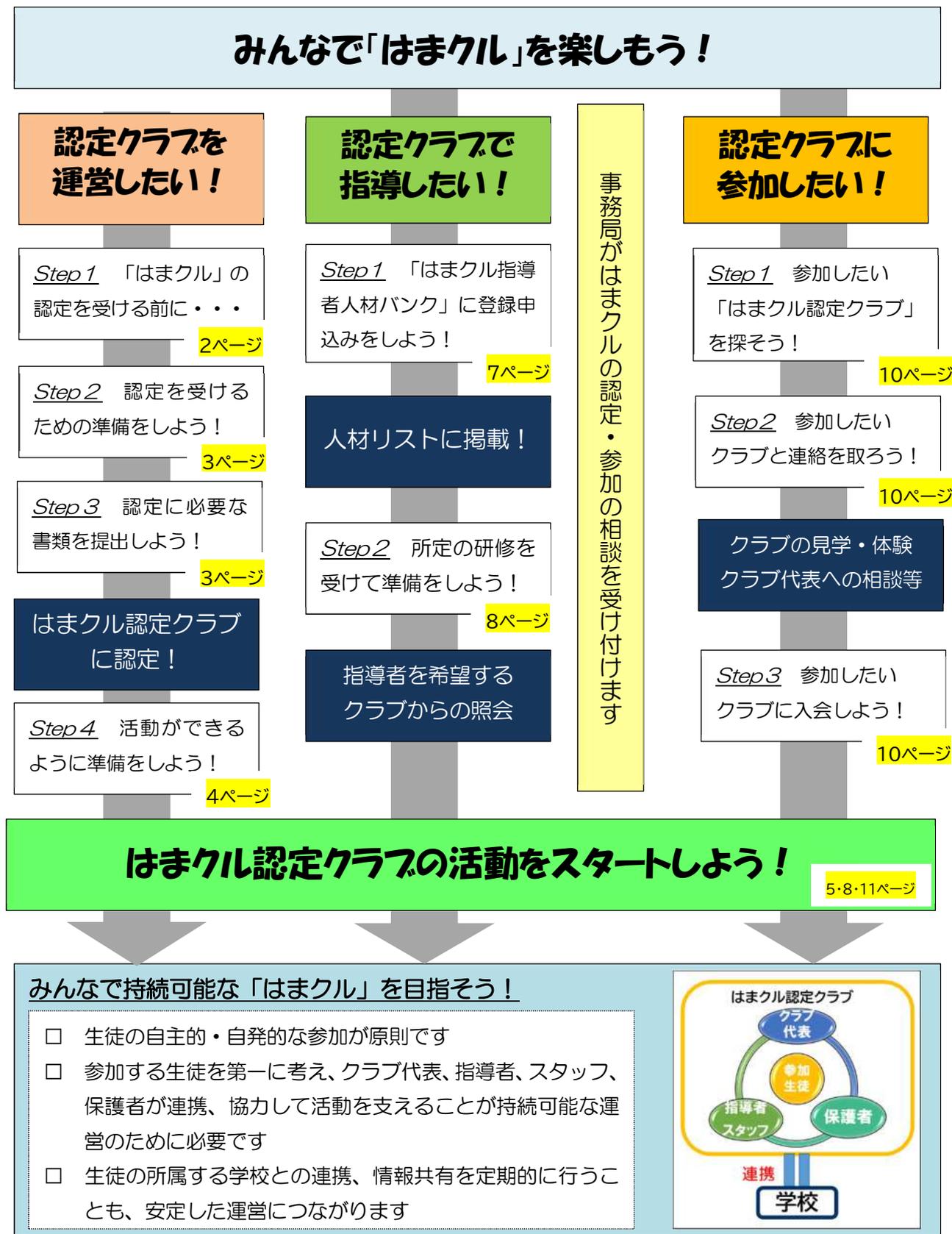
(6) 指導者登録の取消

(2) の登録要件に反すると認められた場合や、指導者から登録取消しの申し出があった場合は、はまクル指導者人材バンクの登録を取り消すこととします。

別冊資料② はまクル認定クラブ「参加の手引き」

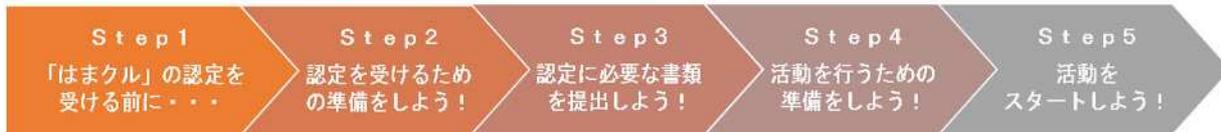
別冊資料については、必要に応じて最新の情報に随時更新します。(最終更新日：R8.2.27)

1 はまクルへの参加に向けての流れ



2 はまクル認定クラブの運営をしたい方へ

《はまクル認定クラブ設立の流れ》



・Step 1 「はまクル」の認定を受ける前に・・・

浜松市の子供たちのために、地域クラブを創設し、はまクルの認定を受けたいと思ったら、この「はまクルガイドライン」を読み、基本理念や活動指針について理解を深めましょう。

設立パターンやクラブの形によって、設立までの流れは異なります。まずは、どのような形のクラブを創設したいのかを明確にし、設立までの流れのイメージをもつことが大切です。

Check! 設立パターン

① ゼロからはまクル認定クラブを設立



② 既存クラブからはまクル認定クラブへ移行

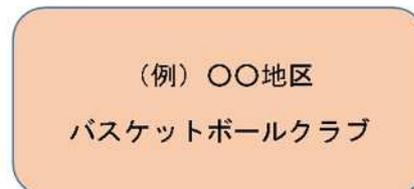


Check! クラブの形

① 運営団体が多くの実施主体を統括



② 運営団体と実施主体を兼ねる



次に、実際に運営や指導をする仲間を集めましょう。はまクル認定クラブでは、最低2名以上の指導者登録が必要です。指導者の確保が難しい場合は、市の「はまクル指導者人材バンク」に登録している指導者から探すことも可能です。

Check! 指導者・運営スタッフの配置について

- はまクル認定クラブでは、代表者（指導者との兼務可）及び会計担当者（指導者との兼務可）、指導者を配置し、最低2名以上で構成することを原則とします。代表者は18歳以上（高校生は除く）の成人とします。
- 代表者、会計担当者以外に、クラブとして副代表、監査役等の役職を設置することは構いません。
- 浜松市立小・中・高等学校の教職員が、クラブの代表者になることはできません。

- 生徒に技術指導等を行う指導者は2名以上を確保し、活動の際には、必ず1名の指導者がつくようにしてください。また、参加者の人数に応じて、見守りの運営スタッフ（保護者も可）を配置し、安全に活動できるように配慮してください。
- 複数の競技・種目のクラブを運営する場合（同一競技でも複数の地区で複数のクラブの運営を行う場合）には、運営責任者及び会計担当者は兼務することができます。指導者が複数のはまクル認定クラブで指導を行うことも可能です。
- はまクル認定クラブとして大会やコンクールに参加する場合は、指導者の審判資格の保持等、大会参加要件を事前に確認してください。
- クラブの代表者は、指導者確保において、平日の部活動を担当する教員を含め、指導を望まない方に参加を強いることがないよう十分に配慮してください。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するようにしてください。

・Step2 「はまクル」の認定を受けるための準備をしよう！

Check! 「はまクル」の認定を受けるために必要な書類について

- はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）
 - ※「はまクル指導者人材バンク」に登録した指導者が、2名以上必要です。2名登録できない場合は、1名を「照会中」として申請することが可能ですが、活動開始時までには2名の登録がない場合は、活動することができません。
- クラブ員名簿（第2号様式）
 - ※申請時にクラブ員がいない場合は、指導者や運営スタッフのみ記載し、活動するクラブ員が確定次第、クラブ員及び指導者の保険加入を証明する書類を添付して後日提出してください。未提出の場合は、活動することができません。
- クラブ規約
 - ※クラブ規約については、作成にあたっての見本例があります。
- クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類
 - ※口座の開設は必須とし、個人の私的な口座で管理・運営を行うことはしないでください。（口座名にクラブ名もしくは運営団体名が記載されている口座を使用）
- クラブ員及び指導者が保険に加入していることが分かる書類
 - ※申請時にクラブ員がいない場合は、活動開始までに提出してください。

【必要に応じて】

- 学校施設使用申請書（第3号様式）
 - ※中学校施設を活動場所としたい場合
 - ※中学生のクラブ員の在籍及び常時の活動参加が5人未満の場合は、対象外となります。ただし、山間地、漁業集落、へき地で活動する場合等は、個別に考慮し、判断します。
- 学童災害共済団体登録関係書類（浜松市学童等災害共済条例施行規則第2号様式）
 - ※登録を申し込む場合

申請に必要な書式は、すべて浜松市のホームページからダウンロードすることができます。

・Step3 認定に必要な申請書類を提出しよう！

浜松市の「Graffer スマート申請」での申請となります。画面の案内に沿って、クラブの基礎情報等を入力し、必要書類を添付して申請します。

Graffer スマート申請の方法を掲載予定

☆ 「はまクル認定クラブ」に認定！

申請書類の審査を行い、認定の可否については、クラブ代表者へはまクル認定（更新）結果通知書（第4号様式）を送付します。

認定後は、はまクル認定クラブであることを市民に周知するために、クラブが作成するたよりや活動着等には、右のロゴマークを使用することを推奨します。（ロゴマークのデータをクラブが活用できるようにします。）



はまクルロゴマーク

はまクル認定クラブへの申請については、令和8年4月中旬より開始予定です。申請開始日等の情報については、市のホームページ等で周知していきます。

なお、認定期間は3年間とし、更新する場合は、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）にクラブ員名簿（第2号様式）を添えて提出することとします。

・Step4 はまクル認定クラブとして、活動ができるように準備をしよう！

① クラブ員を集めよう

クラブの活動に参加する生徒を集めましょう。はまクルは、生徒が自主的・自発的に活動を選択できることが大原則です。よって、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。

Check! クラブ員の募集について

- 各はまクル認定クラブのプロフィールは、浜松市「はまクルポータルサイト」に掲載します。
- クラブごとにチラシ等を作成し、配布や掲示をして周知をすることは可能です。作成物の掲示場所等には注意してください。
- 入会を検討している生徒や保護者のために、見学会や体験会等を開催することも考えられます。参加を検討している生徒が実際活動する場合は、体験会であっても保険に加入するようにしてください。

② 活動場所となる施設を予約し、活動に必要な道具を揃えよう

はまクル認定クラブは、休日（祝日含む）の昼間（8：00～17：00）について、中学校施設を無償かつ優先的に使用することができます。中学校施設の使用を希望する場合には、認定申請時に、学校施設使用申請書（第3号様式）を提出してください。

なお、校舎内の使用については、セキュリティ等の面から、一部の学校は使用することができません。

Check ! 学校施設の予約及び学校備品の使用について

- はまクルの活動場所として使用できるのは、中学校施設が基本となります。小学校施設は無償かつ優先使用の対象ではありません。
- 主な活動場所となる中学校施設については、中学校施設使用希望届（第3号様式）の提出があったクラブを対象に、はまクル事務局にて活動場所を決定します。
- 主な練習会場となる学校施設以外の施設も使用することは可能です。
- 学校施設の予約から決定までの流れは、別冊資料③「はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル」を確認してください。
- 学校備品の使用について、使用したい備品の借用願を学校に提出し、学校長の許可のもと使用を認めることとします。
- 学校施設及び備品の破損、紛失等があった場合は、過失や故意に関わらず、速やかに当該校まで連絡をしてください。
- はまクル認定クラブの活動で使用する用具については、原則毎回持ち帰りとし、ただし、毎回の持ち運びが困難な大きな道具、重い道具等については、学校長の了承を得たうえで、学校施設での保管を認めます。

③ 活動開始時までに、クラブ員及び指導者は確実に保険へ加入しよう

認定申請時、もしくは活動開始までにクラブ員及び指導者の保険加入が証明できる書類を事務局まで提出してください。クラブ員や指導者が保険に加入していない状況では、活動をすることは認められません。

④ 保護者説明会等を開いて共通理解を図ろう

クラブの活動開始前には、参加する生徒の保護者を対象とした説明会等を開催しましょう。活動の方針や状況、会計処理等の情報については、保護者に理解してもらい、円滑な運営をしていくためにも、定期的に保護者会を開催するなどして報告することが望ましいです。また、定期的な保護者会でなくても、連絡ツールやたより等で活動の様子を情報発信していくことも、保護者の活動への安心感を高めるうえで有効です。

Check ! 保護者説明会で伝えること

- 活動の目的
- 活動場所・活動計画・スケジュール
- 指導者
- 参加費等必要経費
- 保険
- 緊急時の対応

・Step5 活動をスタートしよう！

はまクルガイドラインを遵守し、安全かつ充実した活動ができるようにしてください。

事故の防止や参加者の健康管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは目を通し、緊急時の対応についての共通理解を図ってください。

「指導者の皆さまへ」



運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のための
ガイドライン（試行版）（スポーツ庁・令和8年1月）

「運営者の皆さまへ」



119救急ガイド
（浜松市消防局）

クラブの運営は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。

なお、認定申請時に提出した書類から、規約の内容や活動計画等、変更が生じた場合には、速やかにはまクル認定クラブ申請事項変更届（第5号様式）を提出してください。

Check ! 次年度の5月末日までに提出が必要な書類

- はまクル認定クラブ活動報告書（第6号様式）
- 収支報告書（形式は任意）

Check ! 大会やコンクール等に参加する場合

- 大会に参加する場合、クラブとして各競技協会等への登録が必要になる場合があります。
- 事前に各種大会の参加規程や要項等を必ず確認してください。参加者の条件や指導者の資格によっては、大会に参加することができない場合もあります。
- 大会への参加については、指導者の一方的な思いだけで決めるのではなく、参加者や保護者の考えを尊重し、了承を得て適切に参加できるようにします。
- 大会主催者からの依頼があれば、大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に協力するようにしてください。

Check ! はまクル認定クラブの活動費について、支援を受けたい場合

- クラブの運営をするうえで、活動費等の支援を受けたい場合については、制度が整い次第通知します。

3 はまクル認定クラブに指導者として参加したい方へ

《はまクル指導者人材バンクへの登録から決定まで》

はまクル認定クラブに指導者として関わりたい場合、2つの方法があります。

① クラブ代表者から直接依頼を受けて関わる場合

クラブの代表者と直接交渉をして、指導者となります。指導者だけでなく、クラブの運営を行うスタッフも同様です。役割や報酬、参加頻度等、活動前に十分に話し合ったり、文書で示したりするなどして、契約上のトラブルにならないようにすることが大切です。代表者が指導者を兼ねることもできます。

クラブ員名簿（第2号様式）に記載する指導者（各クラブ最低2名）は、指導者研修受講の把握等の理由から、市の「はまクル指導者人材バンク」に登録を行います。

② 指導者を希望するクラブに派遣されて関わる場合

事前に「はまクル指導者人材バンク」に登録を行います。その後、指導者情報を公開し、指導者を希望するはまクル認定クラブ側からの照会ののち、双方の合意のもと、指導するクラブを決定します。

以下の Step 1 からは、②の方法で指導者になるまでの流れを示しています。



・Step 1 「はまクル指導者人材バンク」に登録申し込みをしよう！

活動に携わるために必要な資格等はありません。ただし、生徒理解、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておくことが望ましいため、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を取得することを推奨します。また、研修等への参加により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望めます。

浜松市立小・中・高等学校の教職員が、はまクル認定クラブの活動の指導や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、教育委員会に申請をする必要があります。

☆はまクル指導者人材バンクのリストに掲載！

クラブ未所属の方や、所属クラブに加えて他のクラブでの指導を希望する方の情報は、はまクルポータルサイト上に掲載されます。（掲載される情報は、個人情報に配慮し、限定した内容となります。別冊資料①5ページ参照）

指導者自身が、はまクル指導者人材バンク専用の申請フォームへ必要事項を入力します。必要に応じて、はまクル事務局から入力情報について確認することがあります。また、入力内容によっては、人材バンクリストに登録ができない場合があります。

はまクル指導者人材バンクの詳細は、別冊資料①「6 はまクル指導者人材バンク登録制度」を参照してください。

・Step2 所定の研修を受けて、準備をしよう！

はまクル認定クラブの代表者は、登録情報を確認し、依頼をしたい指導者がいる場合には、事務局に照会します。クラブ側が依頼したい場合でも、決定は指導者本人の意思が尊重されます。

はまクル認定クラブの指導者は、活動の開始時までには、本市指定の研修（研修動画の視聴等）を受講しなければなりません。また、中学生を指導する上でのコンプライアンスや競技指導力の向上に関わる研鑽を積むことが望ましいです。さらに、指導者資格の取得や救急救命講習の受講等も、参加者の安心・安全な活動につながります。

Check! 指導する前に受講しておくべき研修内容

（★…本市作成の研修動画に掲載）

- 中学生の指導にあたり配慮すべき事項★
- けがの予防や事故の防止★
- 熱中症予防★
- 体罰・ハラスメントの防止★
- 緊急対応等のリスクマネジメント★
- 競技・種目の指導力向上

☆指導者を希望するクラブとのマッチング

指導者を希望するクラブからの依頼があった場合、はまクル指導者人材バンクシステムを活用して、クラブ側と指導者との交渉の機会等を設けます。システム上でのチャット機能を使用したやりとりのうえ、双方の了承があれば、電話や対面での面談が可能です。（面談時の事務局の同席はありません）。

両者の合意ができれば当該クラブの指導者として契約することができます。不成立の場合は、他のクラブからの依頼を引き続き待つこととなります。

※システムの使用方法等の詳細は、該当クラブ及び指導者にお伝えします。

・Step3 指導者、運営スタッフとして活動をスタートしよう！

クラブ代表者の指示のもと、活動での指導をスタートします。地域クラブ活動の基本理念やクラブの方針に沿った指導が求められます。

Check! 活動中の指導について

- 指導者等は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や技能の習得に努めてください。
- 各競技・種目の指導者資格は必須ではありませんが、専門的な指導や事故、トラブル等の適切な対応を行うために、資格の取得に努めることを推奨します。
- 体罰、暴言や暴力、ハラスメントなどの行為を絶対に行ってはいけません。指導にあたる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意してください。

- 活動中は、常にクラブ員の安全を確保し、練習等が過度な負担にならないよう、徹底してください。特に熱中症等の対策は万全に行い、休養と水分補給の時間を確実に設定してください。暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合は、原則運動を中止してください。
- 気温や気象等の状況に十分留意して活動してください。特に暴風雨や落雷の危険性がある場合は、活動を直ちに切りやめ、クラブ員の安全を確保してください。
- クラブ員間で事故やトラブルがあった場合は、速やかに適切な対応をとるようにしてください。クラブ員の命を守ることを最優先に、緊急事態の場合は、躊躇なく警察や消防等への通報を行ってください。また、クラブ員間でいじめや暴力等があった場合、状況によっては保護者の了承を得つつ、クラブ員の在籍校への情報共有を行うようにしてください。

☆はまクル指導者人材バンクリストからの削除

はまクル指導者人材バンクに登録されている指導者に、触法行為や不適切な指導等があった場合は、指導者人材バンクリストから削除され、該当する指導者は、はまクル認定クラブの活動に携わることができなくなります。

4 はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ

《参加までの流れ》



・Step1 参加したい「はまクル認定クラブ」を探そう！

休日の過ごし方を考え、はまクル認定クラブの活動に参加したい場合は、市の「はまクルポータルサイト」に掲載されているはまクル認定クラブの中から、希望に合うものを探しましょう。どのクラブに参加するかは、クラブの方針、活動場所への移動手段、参加費などを考慮し、家庭で相談して決定しましょう。

Check! はまクル認定クラブを探す方法

- 浜松市「はまクルポータルサイト」

URL:



・Step2 参加したいクラブと連絡を取ろう！

参加したいはまクル認定クラブが決まったら、各家庭から直接クラブ担当者に連絡を取り、入会や体験希望の意思を伝えます。

Check! はまクル認定クラブと連絡を取る方法

- はまクルポータルサイトの各クラブの「プロフィールページ」にあるフォームから、見学や入会、クラブの実態等に関わる問い合わせをします。
※すでにクラブ担当者の連絡先を知っていたり、クラブ員からの紹介があったりする場合は、各自の方法で連絡してください。

・Step3 参加したいクラブに入会しよう！

クラブへの入会前には、必要に応じてクラブ担当者との面談や活動の見学・体験を行い、以下の項目を確認した上で、入会を決めましょう。

Check! 事前に確認すべき内容例

- 活動の目的
- 活動場所・活動計画・スケジュール
- 指導者
- 参加費等必要経費
- 保険
- 緊急時の対応

Check! はまクル認定クラブの参加費等について、支援を受けたい場合

- 経済的に困窮する世帯の生徒で、はまクルの活動に参加したい場合の支援については、制度が整い次第通知します。

・Step4 活動をスタートしよう!

参加する皆さんは、「仲間と活動を楽しみたい」、「技術を向上させたい」など、ぜひ自分なりの目標をもち、過度な負担にならないよう活動に取り組んでください。もし、活動中にトラブルがあった場合は、保護者や指導者に相談するなど、決して一人で悩むことがないようにしてください。

別冊資料③ はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル

～申請から利用まで～

1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、「はまクル認定クラブ」（以下「クラブ」という。）による休日の浜松市立中学校施設利用に関し、学校（管理者）とクラブ（利用者）間の申請受理・調整・決定（通知）の事務手続きを標準化し、双方の負担を軽減し円滑な運用を図ることを目的とする。

2. 対象者

- ・各中学校の施設利用管理担当者（教職員）
- ・クラブの代表者

3. 使用する様式

〔申請時〕（別紙1）学校施設利用申請書（以下「希望届」という。）

〔決定時〕（別紙2）学校施設利用許可書（以下「決定通知書」という。）

〔利用後〕（別紙3）施設利用記録簿（以下「記録簿」という。）

4. 利用調整の基本スケジュール

原則として、利用希望月の前々月に申請（3ヵ月ごと）を受け付け、前月上旬までに利用を決定・通知する。

年度を四期に区分し、各期ごとに定められた期間内に申請受付、割振を行う。

利用月	申請日（希望届提出）	決定日（決定通知書の交付）
4～6月	2月1～15日	3月10日
7～9月	5月1～15日	6月10日
10～12月	8月1～15日	7月10日
1～3月	11月1～15日	12月10日

※上記表の適用は令和9年1月から ※決定通知書の交付日は前後する可能性あり

※令和8年の9月から12月までは浜松市教育委員会が利用調整し、令和9年1月以降は、各中学校が利用調整する。（3ヵ月ごとの申請・調整）

【例：1月利用の場合のスケジュール】

11月 1日～15日 【クラブ】「希望届」提出期間

11月 16日～25日 【学校】「希望届」受理・内部調整（学校行事優先）

11月 26日～31日 【学校・クラブ間】重複調整

12月 1日～10日 【学校】「決定通知書」の作成・交付

12月 11日～ 【クラブ】「決定通知書」の受領・活動計画の確定

※8月頃を目途に、学校と各クラブの代表者との協議会（はまクル認定クラブ施設利用委員会）を開催し、施設使用の注意事項や今後の利用調整のルール等を確認する。

5. 事務手続きフロー

(1) ステップ1：【クラブ】希望届の提出

- ①時期：利用希望月の前々月 15 日（必着）
- ②手続：クラブの代表者は、「希望届（別紙 1）」に必要事項（希望日時・施設・責任者名等）を正確に記入の上、活動拠点（または利用希望）中学校の施設利用管理担当者へ提出する。
- ③方法：学校が指定する方法（例：持参、メール添付（PDF）、FAX）に従うこと。

(2) ステップ2：【学校】希望届（申請書）の受理と確認

- ①時期：前々月 16 日～（随時）
- ②手続：学校の施設利用管理担当者は、提出された「希望届（別紙 1）」を受け付け、以下の点を確認する。
 - ア：期限内の申請であるか。
 - イ：記載内容（希望日時、施設、責任者名、連絡先等）に不備や漏れがないか。※不備がある場合は、速やかにクラブに差し戻し、修正を依頼する。

(3) ステップ3：【学校】学校行事との調整（第1次調整）

- ①時期：前々月 16 日～25 日頃
- ②手続：学校の施設利用管理担当者は、受理した全ての「希望届」を確認し、学校行事予定表（授業、式典、PTA 活動、施設点検、工事等）と突合させる。
- ③優先順位：学校教育活動（行事等）を最優先する。
- ④調整：学校行事と重複する場合、クラブの希望日時は利用不可（または時間変更）となる。

(4) ステップ4：【学校・クラブ間】希望の重複調整（第2次調整）

- ①時期：前々月 26 日～月末頃
- ②手続：ステップ3の後、複数のクラブ間で同一日時・同一施設の希望が重複した場合、学校の施設利用管理担当者は以下の手順で調整を行う。
- ③重複の通知：学校は、該当するクラブに対し、希望が重複している旨を連絡する。
- ④クラブ間協議の促進：学校は、該当クラブ間で自主的な協議（話し合い）を行い（例：時間帯の分割、別日の利用、施設（体育館半面等）の分割）を調整するよう促す。
- ⑤学校による裁定：協議が不調に終わった場合、または調整が著しく困難な場合は、学校（または市教委）が公平性（例：前回の利用実績、練習試合の有無、活動の重要度など）を考慮し、裁定（例：抽選、交代制の導入など）する。

(5) ステップ5：【学校】「決定通知書」の作成

- ①時期：前月1日～5日頃
- ②手続：全ての調整結果に基づき、学校の施設利用管理担当者は当該月の利用計画を確定させ、クラブごとに「決定通知書（別紙2）」を作成する。
- ③記載のポイント：許可する日時・場所を明確に記載する。

(6) ステップ6：【学校】「決定通知書」の交付

- ①時期：前月10日頃まで（推奨）
- ②手続：学校の施設利用管理担当者は、クラブの代表者に対し、「決定通知書」を交付する。
- ③方法：確実な伝達と記録保持のため、メール（PDF）送付または学校窓口での手渡し（受領サイン）を推奨する。

(7) ステップ7：【クラブ】「決定通知書」の受領と確認

- ①時期：交付後すみやかに
- ②手続：クラブは「決定通知書」を受領後、必ず内容を確認すること。
許可された日時・場所が、申請通りか（または調整後の内容か）を確認する。
※この「決定通知書」の交付をもって、当該日時の施設利用が正式に決定となる。

6. 注意事項（変更・キャンセル、利用後）

(1) 「決定通知書」交付後の変更・キャンセルについて

原則認められない。他のクラブの利用機会を奪うことになるため、申請は確実な計画に基づき行うこと。

ただし、指導者の急病、悪天候（警報発令時）、感染症の流行などで利用をキャンセル（前日まで）する場合は、判明次第、速やかにクラブ利用者、学校の指定連絡先（緊急連絡先含む）へ報告すること。利用日当日に諸事情等でキャンセル（休み）にする際も、速やかにクラブ利用者へ連絡し、後日学校の担当者へ報告すること。（「記録簿（別紙3）」にて報告する）

(2) 利用後の報告について

利用後は「記録簿」に必要事項記入後、利用した日のうちに学校が指定する方法で提出すること。

【追加細則 1】 鍵の管理及びセキュリティに関する運用細則

本細則は、休日の浜松市立中学校施設利用における鍵の管理方法を定め、教職員の負担を軽減しつつ、施設の安全とセキュリティを確保することを目的とする。

1. 基本原則

浜松市立中学校施設の鍵の管理責任者は学校長とする。

鍵の貸与対象は、利用許可を受けた「はまクル認定クラブ」の代表者または事前に登録された責任指導者（以下「鍵管理者」という。）に限る。

鍵管理者は、鍵の取り扱いに最大限の注意を払い、クラブ員等に管理を代行させてはいけない。

2. 鍵の運用方法

各学校は、地域や施設の実情に応じ、以下のいずれかの方法（または組み合わせ）を運用する。

（1）パターンA：キーボックス（暗証番号式）方式

- ①設置：学校は、グラウンド、体育館や武道場の入口等、指定された場所に暗証番号式の「キーボックス」を設置する。
- ②通知：学校は鍵管理者に対し、キーボックスの暗証番号（マスターコード）をメール等で通知する。
- ③開錠・施錠：鍵管理者は、通知された暗証番号を用いてキーボックスを開け、施設（体育館等）の鍵を取り出して利用する。
- ④返却：利用終了後、施設を施錠し、鍵をキーボックスに確実に戻し、ボックスを施錠する。
- ⑤運用：暗証番号を第三者（登録された指導者以外）に漏洩することを固く禁じる。

（2）パターンB：スマートロック（デジタルキー）方式

- ①設置：学校は、利用を許可する施設（体育館等）の出入口にスマートロックを設置する。
- ②権限付与：学校は、利用許可日時に限り、鍵管理者のスマートフォンアプリまたは指定された暗証番号で解錠できる「デジタルキー（時限キー）」を発行（送信）する。
- ③開錠・施錠：鍵管理者は、許可された時間帯のみ、スマートフォン操作または暗証番号入力により施設を開錠する。施錠は自動（オートロック）または手動で行う。

(3) パターンC：学校の鍵をクラブ代表（鍵管理者）が管理する方式。

①設置：学校は、校舎出入口の鍵を鍵管理者に貸与する。

②開錠：鍵管理者は、許可された時間帯のみ校舎出入口を開錠する。

③施錠：利用終了後、校舎出入口を施錠する。

④運用：指定された鍵管理者以外鍵を開錠・施錠することを禁じる。

※校舎出入口以外の鍵（音楽室、特別教室等）を使用する場合も、①～④と同様とする。

※鍵の受け渡しの方法については、学校とクラブで事前に決めておく。

3. 鍵の紛失・破損・暗証番号漏えい時の対応

鍵を紛失または破損した場合、あるいはキーボックス・スマートロックの暗証番号を漏えいた疑いがある場合、鍵管理者は直ちに学校へ報告すること。

報告を怠った、または故意・重大な過失により学校施設に損害を与えた場合、損害の実費等について、当該はまクル認定クラブに費用負担を求めることがある。

【追加細則 2】施設・設備の破損時における対応及び費用負担に関する細則

本細則は、はまクル認定クラブの活動中に学校の施設・設備を破損させた場合の対応フローと費用負担の原則を定める。

1. 破損時の対応フロー

(1) 安全確保について

直ちに活動を中止し、クラブ員の安全を確保する。負傷者がいる場合は応急処置及び救急（119番）通報を行うこと。

(2) 即時報告

代表者または責任指導者（鍵管理者）は、破損の状況（いつ、どこで、何を、どのように破損させたか）を学校に報告する。

※軽微な破損（例：備品のネットが切れた等）であっても、必ず「施設利用記録簿」に詳細を記入し、学校へ報告すること。

(3) 応急処置

危険な箇所（割れたガラスの破片など）がある場合、安全が確保できる範囲で応急処置（立入禁止の表示、清掃など）を行うこと。

(4) 状況確認

学校は、休日明けに現地を確認し、破損状況を把握する。必要に応じてはまクル認定クラブの代表者に立ち会いを求めること。

(5) 修繕手配

学校（または市教育委員会）が修繕業者を手配する。

2. 費用負担の原則

施設・設備の修繕にかかる費用負担は、以下の原則に基づき、学校、市教育委員会、はまクル認定クラブが協議の上、決定する。

(1) はまクル認定クラブの負担となる場合

①故意または重大な過失による破損。

（例：利用者の不注意による機材の転倒・破損、危険な練習による備品の破損、備品の不適切な使用による破損など）

②利用許可外の施設・設備を使用し、破損させた場合。

(2) 学校、市教育委員会の負担となる場合

- ①利用者の過失によらない、通常の利用範囲内で発生した破損。
- ②施設の老朽化、経年劣化が原因と認められる破損。
(例：老朽化したゴールネットが破れた、腐食した支柱が折れたなど)
- ③地震、台風、落雷などの不可抗力（天災）による破損。

3. 保険の適用

上記(1)に該当し、費用負担が発生する場合、はまクル認定クラブは加入する保険が適用可能か、速やかに保険会社に確認すること。

保険が適用される場合、はまクル認定クラブは保険金請求手続きに必要な書類（事故報告書、見積書等）を作成し、申請すること。

【追加細則 3】 学校備品の使用に関する細則

本細則は、はまクル認定クラブが休日に浜松市立中学校施設を利用するにあたり、学校備品（取得価格が1個又は1組5万円以上の設備）の使用に関する基本原則と手続きを定め、適正な管理とクラブ員の活動機会の確保を両立させることを目的とする。

1. 基本原則

- (1) 学校備品は、浜松市の所有物（公物）となる。はまクル認定クラブの活動がクラブ員の健全育成に寄与するものであることを踏まえ、学校教育活動に支障のない範囲で、当該クラブの活動に必要な不可欠な備品の使用を認める。
- (2) 備品の使用にあたっては、はまクル認定クラブの代表者または責任指導者（鍵管理者）は「管理者としての注意義務」を負うものとし、備品を大切に取り扱い扱うと共に、クラブ員への指導を徹底すること。
- (3) 活動に必要な消耗品（取得価格が1個又は1組5万円未満の設備）は、原則として各クラブで用意すること。

2. 使用可能な備品と手続き

学校備品の使用を希望する場合は、必ず「希望届」の備考欄に希望備品名を具体的に記入し、事前に学校の許可を得ること。学校は、活動における必要性和管理の観点から可否を判断し、決定通知書に使用可能備品を記載し通知する。

※高額なもの、破損しやすいもの、または専門的な操作が必要なもの、および音楽室・楽器庫以外への持ち出しを伴うものの使用を希望する場合は、「希望届」に使用目的を具体的に記載する。なお、授業専用の教材（例：PC、タブレット端末、実験器具等）、および学校が特に指定した備品は使用できない。

3. 使用上の遵守事項

(1) 安全・状態点検

備品を使用する前、および使用后（片付け時）には、必ず責任指導者（鍵管理者）が立ち会い、備品に異常（破損、ぐらつき、楽器の不具合等）がないか安全点検・状態確認を実施すること。異常を発見した場合は直ちに使用を中止し、「記録簿」に詳細を記入し、学校へ報告すること。

(2) 準備・片付け

備品の準備・片付け（楽器の運搬含む）は、クラブ員の安全確保と備品破損防止のため、必ず責任指導者（鍵管理者）の監督の下で行うこと。クラブ員のみでの作業は行わないこと。

(3) 原状回復

使用した備品は、必ず清掃・消毒（必要な場合）を行い、元のあった場所（指定された保管場所、楽器庫の定位置等）に確実に収納すること。机や椅子を使用した場合は、活動終了時に元の配置に戻すこと。

(4) 目的外使用の禁止

許可された活動目的以外での備品の使用（例：サッカーゴールによじ登る、マットを本来の用途以外で使う、楽器を不必要に叩く・振り回す等）を固く禁じる。

(5) 音量・場所に関する配慮（特に吹奏楽部）

楽器の演奏は、原則として学校長に許可された施設（音楽室、特別教室等）内で行うこと。窓を閉めるなど、近隣住民や他の施設利用者（体育館利用クラブ等）の迷惑とならないよう、音量に最大限配慮すること。

4. 破損・紛失時の対応と費用負担

(1) 備品が破損・紛失した場合の対応フローは、【追加細則 2】（施設・設備の破損時における対応）に準じる。直ちに活動を中止し、安全を確保の上、速やかに学校へ報告すること。

(2) 費用負担の原則も【追加細則 2】の定めに準じる。

①はまクル認定クラブの負担となる場合

故意または重大な過失（目的外使用、指導者の監督不備等）による破損・紛失。

②学校、市教育委員会の負担となる場合

通常の利用範囲内で発生した破損、および備品の経年劣化が原因と認められる破損。

学校長様

[別紙1]

浜松市立 [] 中学校 はまクル認定クラブ学校施設利用申請書

提出日 [] 年 [] 月 [] 日

【申請者情報】

クラブ名（団体名）			
代表者氏名			
電話番号		メールアドレス	
活動内容・種目		参加人数（予定）	名

【希望申請】 [] 月分

希望日	時間	施設
[] 日（ [] ）		
[] 日（ [] ）		
[] 日（ [] ）		
[] 日（ [] ）		
[] 日（ [] ）		
[] 日（ [] ）		
[] 日（ [] ）		
備品使用の有無		（※ 有の場合は備考欄に記入）
責任指導者（鍵管理者）		
責任指導者連絡先（当日繋がる電話）		
備考（備品を使用する場合は記入）		

※色付きの部分は入力必須となります。一部プルダウンで選択となっています。

はまクル認定クラブ

令和 年 月 日

様

浜松市立 中学校施設利用許可書

申請のあった学校施設の使用について、以下の通り決定しましたので通知します。

	月分		
	使用日	時間	施設
	日 ()		
	日 ()		
	日 ()		
	日 ()		
	日 ()		
	日 ()		
	日 ()		
活動内容・種目			
使用可能備品			

浜松市立 中学校
担当

浜松市立 中学校 施設利用記録簿

利用日		年	月	日 ()
団体名					
責任者名					
利用施設					
利用実績	<input type="checkbox"/> 利用した	<input type="checkbox"/> 利用なし			※該当に <input checked="" type="checkbox"/>
	<small>※利用なしの場合は、備考欄に理由を記入してください。</small>				
破損の有無	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり			※該当に <input checked="" type="checkbox"/>
	<small>※異常ありの場合は備考欄に破損状況の詳細を記入の上、写真の添付をお願いします。また、週明けに学校へ連絡してください。</small>				
清掃	<input type="checkbox"/> 実施した			※実施したら <input checked="" type="checkbox"/>	
消灯	<input type="checkbox"/> 実施した			※実施したら <input checked="" type="checkbox"/>	
施錠	<input type="checkbox"/> 実施した			※実施したら <input checked="" type="checkbox"/>	
備考					

※色付きの部分は入力必須となります。一部プルダウンで選択となっています。

別冊資料④ はまクル認定クラブ申請書式

第1号様式

実施主体ごとの申請の場合

(あて先)

年 月 日

浜松市教育委員会

申請者 _____

年度 はまクル認定クラブ認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項（第1号様式—2）、活動計画書（第1号様式—3）、クラブ員名簿（第2号様式）、団体規約、団体で使用する金融機関の名称及び口座番号が分かるもの、その他教育委員会が必要と認めるものを添えて申請いたします。

記

新規認定		・	更新	どちらかに○をつける
クラブの名称				
活動種目				男・女・男女
代表者氏名				
主な活動場所				
代表者連絡先・住所	連絡先 自宅：		携帯：	
	※ホームページに掲載する連絡先に○をつける			
	自宅		携帯電話	
mail アドレス：		mail		
住所 〒		掲載不可		
活動目的				
指導者数 ※未定の場合は「マッチング希望」と記入	名			
クラブ員の募集対象範囲				
参加費等	月額	円	年間	円
金融機関・口座番号	金融機関・店名			
	銀行・金庫・農協		本店・支店 営業部・出張所	
	口座名義（カナ）			
	預金種別及び口座番号			
普通預金 当座預金		第		号
備考・その他				

※ はまクル認定クラブの認定期間は、3年間を上限とする。

※ 主な活動場所については、希望が重複した場合、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。

(あて先)
浜松市教育委員会

年 月 日

申請者

年度 はまクル認定クラブ認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項（第1号様式-2）、活動計画書（第1号様式-3）、クラブ員名簿（第2号様式）、団体規約、団体で使用する金融機関の名称及び口座番号が分かるもの、その他教育委員会が必要と認めるものを添えて申請いたします。

記

新規認定		更新			どちらかに○をつける		
運営団体の名称							
活動目的							
運営団体代表者氏名							
運営団体代表者連絡先・住所		連絡先 自宅：		携帯：			
		※ホームページに掲載する連絡先に○をつける					
		自宅		携帯電話	mail	掲載不可	
		mail アドレス：					
		住所 〒					
実施主体の名称	種目	指導者数	会費	性別			
		名	月 円	選択			
	クラブ員の募集対象						
	主な活動場所						
実施主体の名称	種目	指導者数	会費	性別			
		名	月 円	選択			
	クラブ員の募集対象						
	主な活動場所						
実施主体の名称	種目	指導者数	会費	性別			
		名	月 円	選択			
	クラブ員の募集対象						
	主な活動場所						
金融機関・口座番号		金融機関・店名					
		銀行・金庫・農協		本店・支店 営業部・出張所			
		口座名義（カナ）					
		預金種別及び口座番号					
		普通預金・当座預金	第	号			
備考・その他							

- ※ はまクル加盟クラブの認定期間は、3年間を上限とする。
- ※ 主な活動場所については、施設利用委員会で決定するため、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。
- ※ 実施主体の欄が足りない場合は、行を増やすなどして調整する。

遵守事項

以下の項目が団体規約または申請書類に記載されているか確認し、チェックをしてください。

	項目	チェック
【要件1】 第2条第1項1号	クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念であるクラブ員の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画を明確に示している。	<input type="checkbox"/>
	各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定している。	<input type="checkbox"/>
	活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動（参加する大会等）を示している。	<input type="checkbox"/>
	クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、「土日どちらか3時間程度」を原則に、適切な活動時間や休養日を設定している。	<input type="checkbox"/>
	クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画している。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指している。	<input type="checkbox"/>
	法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守している。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守している。	<input type="checkbox"/>
	活動において、クラブ員が自主的、自発的に活動を選択でき、クラブ員が多様な活動に参加できる機会を確保するために、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはしない。	<input type="checkbox"/>
【要件2】 第2条第1項2号	クラブ員が安全に活動できるように、指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
	クラブの活動拠点（主な活動場所）が浜松市内である。	<input type="checkbox"/>
	2名以上の指導者を確保し、指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないように活動を行うこととしている。	<input type="checkbox"/>
	その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めている。（はまクル指導者人材バンクを通して指導者を希望する場合も可）	<input type="checkbox"/>
	主な練習会場として想定している施設を第1号様式に明記し、クラブ員の活動場所への移動負担等も考慮し、安定した活動ができるよう環境を整えている。	<input type="checkbox"/>
	クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動することとしている。（ガイドライン P11（8）に準じた活動を行う。）	<input type="checkbox"/>

第2条第1項3号 【要件3】	活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図っている。	<input type="checkbox"/>
	指導者が活動開始時まで、所定の研修を受講していない場合は、研修を受講させることとする。	<input type="checkbox"/>
	スポーツ協会等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めている。	<input type="checkbox"/>
第2条第1項4号 【要件4】	営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備している。	<input type="checkbox"/>
	会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行うこととしている。	<input type="checkbox"/>
	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記している。	<input type="checkbox"/>
	参加するクラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めている。	<input type="checkbox"/>
	財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。	<input type="checkbox"/>
	指導者の報酬等の支払いの際には、適切な税務処理を行うものとする。	<input type="checkbox"/>
第2条第1項5号 【要件5】	クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入することとしている。	<input type="checkbox"/>
	加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定している。	<input type="checkbox"/>

活動計画書

クラブの名称 ()

事業計画 (指導計画)

活 動 計 画					
4月	第1週		10月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数 日			実施予定日数 日	
5月	第1週		11月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数 日			実施予定日数 日	
6月	第1週		12月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数 日			実施予定日数 日	
7月	第1週		1月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数 日			実施予定日数 日	
8月	第1週		2月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数 日			実施予定日数 日	
9月	第1週		3月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数 日			実施予定日数 日	

クラブ員名簿

クラブ名							
役職	(ふりがな) 氏名	住所				連絡先 ※屋間連絡が取れる番号	
代表者	()						
会計 担当者	()						
指導者 ①	No () 資格	指導者 ②	No () 資格	指導者 ③	No () 資格		
運営 スタッフ ①	()	運営 スタッフ ②	()	運営 スタッフ ③	()		
運営 スタッフ ④	()	運営 スタッフ ⑤	()	運営 スタッフ ⑥	()		
No.	氏名	ふりがな	所属校	学年	居住地	備考	
1					〇〇町		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- ※ 指導者、運営スタッフ、クラブ員の欄が足りない場合は、行を増やすなどして調整する。
- ※ 代表者と会計担当者は兼務することができない。
- ※ 指導者の資格欄には、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を有している場合は○を記入する。
- ※ 運営スタッフとは、活動の準備や片付け、活動中の見守りなど、クラブ員をサポートする役割である。
- ※ 名簿に必要な情報を得る際は、個人情報の取扱いについて十分注意する。
- ※ クラブ員の入退会が生じた際は、その都度本紙を提出し、報告する。

中学校施設使用希望届

活動場所として希望する中学校施設

希望 順位	中学校名	曜日	時間	学校施設 ※学校施設を利用する団体のみ記載
1		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
2		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
3		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
4		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
5		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）

※ 本届出書は中学校施設の利用を確約するものではない。

※ 中学校施設の利用に関しては、中学校及び他クラブとの調整により決定するものとする。

※ クラブ員が所属する中学校施設から選択・記入することとする。

第4号様式

登録番号 ○○

年 月 日

申請者 様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ認定（更新）結果通知書

（認定の場合）

 年 月 日付 で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しましたので通知します。

（不認定の場合）

 年 月 日付 で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しないこととしましたので通知します。

記

団体 ○○○○○○クラブ

認定期間

自 年 月 日～ 至 年 月 日

（不認定の場合）

不認定の理由

※記入上の注意：どの要件を充足しないのか明示するとともに、判断の基礎となった事実を記入すること。

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ申請事項変更届

認定を受けた内容に変更が生じたため、浜松市地域クラブ認定要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて、次のとおり届出ます。

1 変更項目および内容

変更項目	変更内容
	(変更前) (変更後)
	(変更前) (変更後)

2 変更の理由

3 変更年月日

【必要書類】

- ・ 規約 (変更が生じた場合のみ)
- ・ クラブ員名簿 (第2号様式 ※変更が生じた場合のみ)

はまクル認定クラブ活動報告書

クラブの名称 ()

活 動 の 詳 細							
	活動日数		活動内容		活動日数		活動内容
	月	日			月	日	
4		日		10		日	
月				月			
5		日		11		日	
月				月			
6		日		12		日	
月				月			
7		日		1		日	
月				月			
8		日		2		日	
月				月			
9		日		3		日	
月				月			

様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ認定取消通知書

浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、貴クラブの認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

認定を取り消す クラブ名	
認定を取り消す 年月日	
認定を取り消す理由	

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ認定取消願書

はまクル認定クラブの認定取り消しについて、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

クラブ名	
認定取消年月日	
理由	

はじめに (部活動改革の背景)

- 中学校の部活動は、これまで多くの教育的意義を有してきたが、少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、これまでと同様の部活動の継続が困難
- 国の方針を踏まえ、市では令和5年5月に「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定、同年7月に「地域クラブ活動協議会」を設置し、協議
- 令和7年12月に、文部科学省から地域クラブ活動に関する新たなガイドラインが公表され、その内容を参酌のうえ、本ガイドラインを策定

I 基本理念と活動指針

1 市の基本理念と全体像

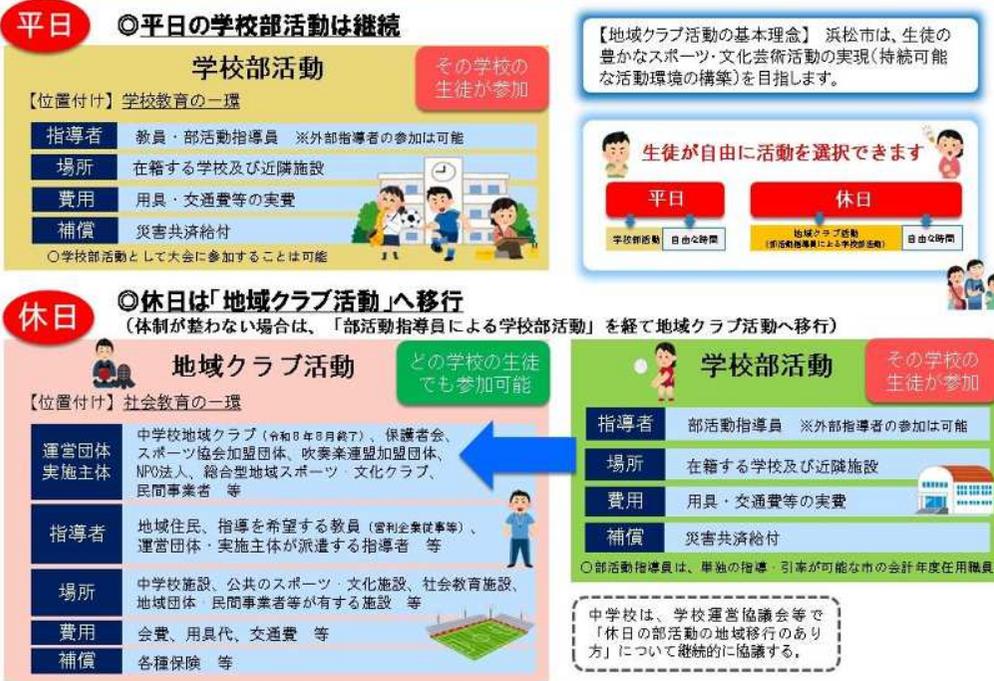
〔基本理念〕

「生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現」・「持続可能な活動環境の構築」

※これまで学校単位で部活動として行われてきた活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要

2 市の方向性

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域展開」イメージ図



- 令和8年9月以降、
 - ①平日の学校部活動は継続する
 - ②休日は地域クラブ活動へ移行する(地域展開)
 - ③地域クラブ活動の体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動(地域連携)を経て地域クラブ活動へ移行
- 中体連やコンクール等の大会参加を除き、原則、教員が休日に部活動には携わらない
- 平日の部活動の地域展開＝国や市の検証を踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に実施

II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

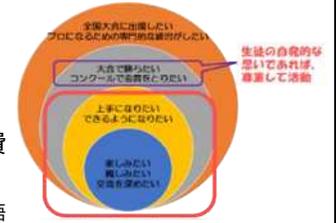
〔ターゲット〕

◆「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」という目的をもつ生徒

〔運営〕

◆営利を目的とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、どの生徒も参加できるようにする

※「はまクル」＝「はままつ+地域クラブ(CLUB)」を短縮、融合させた造語



2 市の地域クラブ活動に関する認定制度

◎ はまクルの趣旨に沿って、市が認定したクラブ＝「はまクル認定クラブ」
〔はまクル認定クラブの効果(メリット)〕

- ◆「はまクルポータルサイト」を通じたクラブ員募集等の周知
- ◆中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援の対象
- ◆生徒の大会等への参加や指導を希望する教員の従事を円滑に行う

〔参加対象者〕

- ◆浜松市内に在住の中学生(私立・県立・国立中学校に通学する生徒も含む)が基本
- ◆希望するすべての生徒が参加可能＝セレクション等の選抜は禁止
- ※安全面、平日部活動との連携等の理由から、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能
- ◆中学生を対象の中心に小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加が可能

〔5つの認定要件〕 ※以下の要件を規約に明記して申請(認定の有効期間は最大3年間)

- 【1】基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
- 【2】複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
- 【3】コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
- 【4】公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
- 【5】活動中のけがや賠償等のための保険への加入

〔はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い〕

- ◆認定を受けていない地域クラブや既存クラブの活動を阻害するものではない
- ◆はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、文化講座、単発のイベント等
＝「はまクル公認イベント」として後援し、はまクルポータルサイトにて周知



Ⅲ はまクルの円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

〔市における体制整備〕

- ◆将来的な平日の移行も見据え、様々な部署が一体となって取組を進める
- ◆学校とはまクル認定クラブの円滑な連携を進める統括コーディネーターの配置
- ◆令和8年度以降も、休日の地域展開の検証と平日移行の検討を進める協議会等の設置

〔学校との連携〕

- ◆はまクル認定クラブと学校は、活動方針やスケジュール等の情報共有を積極的に行う
- ◆特に、学校の設置部活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携が必要
- ◆活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等は、保護者の了承を得つつ、学校に情報提供

〔関係団体・大学・企業等との連携〕

- ◆スポーツ協会、文化振興財団、中体連等の関係団体との連携や協力体制を構築
- ◆指導者研修、指導者や運営スタッフの派遣等、地元大学への協力依頼
- ◆クラブへの協力・支援を希望する企業向けに「企業応援制度（仮称）」を構築

2 はまクル認定クラブの活動指針

〔①運営団体・実施主体〕

- ◆既存クラブからの移行もしくは新たに団体を創設し、認定クラブ申請

〔②指導者〕

- ◆18歳以上（高校生は除く）の成人2名以上の指導者登録＝全員指導者人材バンクに登録
- ◆指導者としての資格は求めないが、活動開始までに所定の研修を受講
- ◆指導者を求めるクラブと人材バンク登録の指導者とのマッチングを行う
- ◆指導者の報酬は各クラブで適切な金額を決定

〔③活動内容〕

- ◆部活動に設置していないスポーツ・文化芸術活動もクラブ創設が可能
- ◆活動時間は原則、土日どちらか3時間程度
 - ※平日の部活動と休日の認定クラブ活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、各クラブや地域の実情に応じて、土日2日間連続して活動を行うなど柔軟な対応も可能
 - ※指導希望教員の指導日や中学校施設の優先使用等の公的支援は「土日どちらか3時間程度」を基準

〔④活動場所（活動用具）〕

- ◆原則として市立中学校の施設を活動場所に設定
- ◆休日の昼間は、無償かつ優先的に使用可能、学校備品の使用も可能

〔⑤費用〕

- ◆活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等を設定
- ◆経済的に困窮する家庭に対し、市が参加費等について適切な支援を行う

〔⑥保険〕

- ◆クラブ員や指導者は、自身のけが等の補償する保険と個人賠償責任保険に加入

〔⑦管理責任〕

- ◆各クラブ及び指導者の活動時における安全配慮義務

〔⑧事故の防止やクラブ員の健康管理〕

- ◆活動中や移動中の事故の防止及び健康管理に留意
- ◆暑さ指数（WBGT）31℃以上は原則運動中止、天候急変や落雷の危険感知の際は活動中止

〔⑨活動場所への移動手段〕

- ◆活動場所が遠方にある場合の移動手段の確保については、多様な政策分野と連携・協働

〔⑩障がいのある生徒の活動機会〕

- ◆障がいの有無に関わらず、生徒の希望する活動を主体的に選択できるような環境整備

Ⅳ 部活動の在り方

- ◆平日の部活動は、週2日を休養日とし、活動時間は2時間程度（準備等含む）
- ◆休日に部活動が実施できる条件
 - ・地域クラブの体制が整わない状況で、暫定的に部活動指導員の指導で活動する場合
 - ・中体連やコンクール等、部活動で参加が認められる大会や行事に参加する場合



浜松市立中学校部活動運営方針

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

〔クラブ員の大会等の参加機会の確保〕

- ◆参加にあたっては、クラブ員の主体的な選択により決定されるように留意
 - ◆大会によって、参加対象者や指導者の条件が異なるため、事前確認と適切な対応が必要
 - ◆部活動でも参加可能な大会は、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校との連携、調整が必要
- 〔大会等への参加の引率や運営への従事〕
- ◆参加にあたっては、クラブの指導者や運営スタッフが引率
 - ◆大会主催者からの依頼があれば、クラブ側も大会役員等の業務に積極的に従事する

Ⅵ 関連する制度の在り方

〔教職員のはまクル認定クラブへのかかわり〕

- ◆指導者や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、「営利企業従事等」の許可を申請
 - ◆勤務校の部活動を母体とするクラブを含め、どのクラブに携わるかは自分で選択
 - ◆はまクル認定クラブの代表者にはなることができない
- 〔高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い〕
- ◆クラブ員が所属する中学校と、高校入試に関して、必要に応じて情報共有
 - ◆クラブと高等学校が入学者選抜に関する内容について直接やりとりしてはいけない

別冊資料

- 【別冊①】 はまクル認定クラブの認定制度（はまクル指導者人材バンク登録制度を含む）
 - ・認定要件の具体的事項、制度の概要、人材バンク登録制度の概要を掲載
- 【別冊②】 はまクル認定クラブ「参加の手引き」
 - ・運営をしたい方、指導者・運営スタッフ、生徒・保護者の参加手順等を掲載
- 【別冊③】 はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル
 - ・中学校施設の利用調整、鍵の管理、施設破損の対応、学校備品の使用等の細則を掲載
- 【別冊④】 はまクル認定クラブ申請書式等
 - ・はまクル認定クラブの申請、登録内容の変更、認定取消等に必要の書式を掲載
 - ※はまクル認定クラブ及びはまクル指導者人材バンクへの申請は、電子申請で対応

「はまクル認定クラブ」・「はまクル指導者人材バンク」申請の流れ

